

四日市市告示第165号

四日市市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市産後ケア事業実施要綱（令和4年四日市市告示第249号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>出産後に支援を必要とする母子に対して</u>、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する出産後12か月（37週未満の出産については出産予定日を基準とした修正月齢とする。）に達するまでの<u>産婦及び乳児（ただし、やむを得ない事情がある場合には、市内に住所を有しない乳児を含む。）</u>であって、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、医療行為の必要な者は除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>育児に関する不安があり、保健指導を必要とする者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>出産後に家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、支援を必要とする母子に対して</u>、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する出産後12か月（37週未満の出産については出産予定日を基準とした修正月齢とする。）に達するまでの<u>産婦及び乳児</u>であって、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、医療行為の必要な者は除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>育児に関する不安が強く、家族等周囲の十分な支援が期待できない者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第6号様式を次のように改める。

産後ケア事業委託料請求書

年 月 日

（宛先）四日市市長

請求者 所在地

名称

代表者氏名

㊟

（署名または記名、押印）

年 月に実施した産後ケア事業委託料として、四日市市産後ケア事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 請求内訳

種別	実施回数	単価	金額
<input type="checkbox"/> 訪問	回	円	円
	回	円	円
	(不在) 回	円	円
<input type="checkbox"/> デイケア	回	円	円
	回	円	円
	(前日正午以降キャンセル) 回	円	円
<input type="checkbox"/> 宿泊	回	円	円
	回	円	円
	(前日正午以降キャンセル) 回	円	円
合計			円

3 実施結果 「産後ケア事業実施結果報告書」 のとおり

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市産後ケア事業実施要綱に定める様式は、改正後の四日市市産後ケア事業実施要綱の規定にかかわらず、当面の間、使用することができる。

(こども未来部こども保健福祉課)